

京都やましろ体験交流協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府山城地域において農村体験民泊事業（以下「事業」という。）を行う地域団体（以下「地域団体」という。）により組織する京都やましろ体験交流協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 この協議会は、地域団体の適切な連携を促進するとともに、広域的な事業の円滑な実施に資することを目的として設置する。

(業務内容)

第3条 協議会及び地域団体は別表1に掲げる業務を行うものとする。

(構成団体)

第4条 協議会は、別表2に掲げる地域団体で構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

2 会長は、地域団体代表者の互選によって選出する。

3 副会長及び監事は、会長が指名するものとする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代理する。
- (3) 監事は、業務執行及び会計の状況を監査する。

(会議)

第7条 会議は会長が招集し、その議事進行を行う。

(実務者会議)

第8条 協議会の運営に関する事項を協議、検討するため、実務者会議を設置する。

2 実務者会議は、地域団体の事務担当者によって構成する。

(事務局)

第9条 事務局は、会長が所属する地域団体の事業所内に置く。

2 事務局は、第3条の業務のほか、協議会の会計を行う。

(受入手数料)

第10条 協議会は、体験受入れ1人につき旅行代金の5%（円未満の端数は切り捨て）を受

入手数料として地域団体に支払うものとする。

2 受入手数料の額は毎年度協議のうえ見直しを行うものとする。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成30年 3月29日から施行する。

別表1 協議会と地域団体の業務

協議会	地域団体
<ul style="list-style-type: none"> ①広報・営業活動 ②旅行会社との契約・会計処理 ③研修事業の実施 ④インストラクターの育成・支援 ⑤体験メニューの開発 ⑥地域コーディネーターの育成・支援 ⑦各種体験・インストラクターの手配 ⑧入村・離村式の実施 ⑨保険料支払い ⑩受入家庭・インストラクターへの体験料支払い ⑪地域コーディネーターへの手数料支払い ⑫その他事業実施に必要とする業務 	<ul style="list-style-type: none"> ①ガイドラインの作成 ②新規登録家庭の勧誘 ③登録家庭の情報管理 ④受入家庭のリスト作成・生徒の振分け ⑤地域コーディネート業務 ⑥事故発生時の対応 ⑦登録家庭の親睦交流事業 ⑧その他事業実施に必要とする業務

別表2 構成団体

笠置まちづくり株式会社
一般財団法人和束町活性化センター
南山城村体験観光推進協議会